承　　諾　　書

韮崎市長　　宛て

申請者（所有者・利用者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

韮崎市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱第７条の規定により、承諾書を提出します。なお、本事業の実施に際し、問題が発生した場合は、当方の責任において適切な措置を講じ解決します。

記

【承諾事項】

(１)　空き家の所有者は、補助金の交付を受けた日から起算して５年以内に空き家の取り壊しを行わないこと。

(２)　空き家の利用者は、補助金の交付を受けた日から起算して５年以内に転居又は転出しないこと。

上記の事項について、承諾します。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒　　　‐ |
| 氏名 | ㊞ |
| 空き家の所在地 |  |
| 空き家バンク  登録番号 |  |